

公表にあたって

入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図り、その公正さを確保する観点から「格付結果・資格の認定結果」については平成12年度から、「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」については平成14年度から公表しています。

閲覧に当たっては次の点にご留意願います。

記

1. 一覧表の利用について

この一覧表は、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)」、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例(平成22年大分県告示第877号)」及び「令和8・9年度建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」に基づき格付けし、又は認定したものです。

当該格付けは、大分県が発注するにあたって、便宜上、工事の種類及び金額に応じて格付けしたものであり、申請者の社会的評価を明示したものではありません。ご利用にあたりましては、この点を十分ご理解願います。

2. 一覧表に使用する文字の取扱いについて

今回、申請のありました「JIS規格水準」以外の文字は、できる限り字画の近い「JIS規格水準文字」に置き換えて印字していますのでご了承ください。

3. 建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準の見直しについて

来年度以降も引き続き、適正な施工の確保、技術力重視や企業の社会的役割の観点から、格付基準及び主観点数の算定基準の見直しを検討いたします。

凡 例

1. この一覧表は、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成22年大分県告示第877号）」及び「令和7年度建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」に基づき格付し、又は認定した資格を記載したもので、その資格は令和8年4月17日から令和10年3月31日まで有効とする。
ただし、令和10・11年度の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までその者の資格は引き続き有効とする。
2. 大分県外に本店を有する大臣許可業者及び知事許可業者について概ね五十音順に記載した。
3. 土木、建築、電気、管及び舗装以外の専門工事（左官、板金、塗装、機械器具設置工事等）については、等級別の競争入札参加区分を設けずに、資格（業種名は略号で表示）のみ決定した。
4. 特定建設業の許可を受けている者については、業種欄に「特」と表示した。
5. 商号又は名称、代表者、所在地、組織変更、廃業又は抹消等記載事項に変更があったときは、各発注機関及び市町村あて適宜通知する。